

4月1日から

高松市上下水道局 お問い合わせ先一覧

統合のハナシ

Q&A

こんなときはこちらへご連絡ください!

●高松市上下水道局庁舎(現在の水道局庁舎) 住所: 高松市番町一丁目10番14号

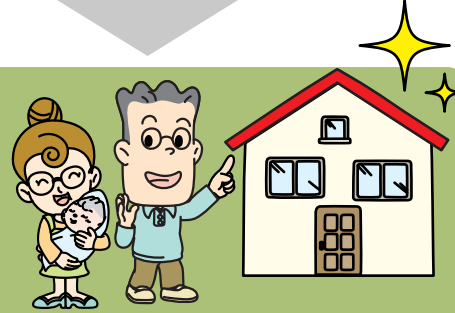
課名	階数	電話番号	営業時間
浄水課	6F	839-2751	午前8時30分 午後5時15分 月曜～金曜(祝日は除く)
企業総務課	4F	839-2711	
財務管理課	4F	839-2721	
水道整備課	3F	839-2741	
給排水設備課	3F	839-2718	
お客さまセンター	2F	839-2731	午前8時30分～午後6時 月曜～土曜(祝日は除く)
維持管理課	2F	839-2761	午前8時30分～午後6時 月曜～金曜(祝日は除く)

●出先機関

課名	電話番号	営業時間
下水道整備課	843-9130	午前8時30分 午後5時15分 月曜～金曜(祝日は除く)
下水道施設課	843-8580	
水質管理センター	847-4869	

宅地内の水道・
下水道設備工事の
ご相談

指定工事店・補助制度



給排水設備課 ☎839-2718まで

各種手続き

お客さまセンター

☎839-2731まで



引っ越し

使用中止・使用開始・支払手続き

水道料金
下水道使用料

料金・使用水量・再生水



水のトラブル

維持管理課 ☎839-2761まで

家庭で

水が
出ない・にごる



道路で

水が
漏れている



排水が
つまった



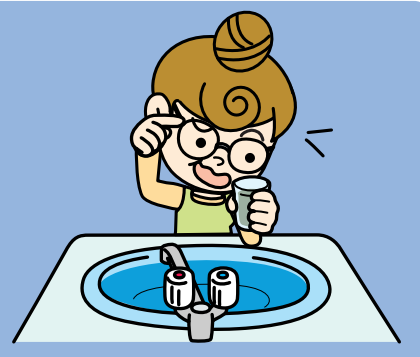
※宅地内の水道・下水道設備の
修理費用は、お客さまの負担
となります。

下水のマンホール、
消火栓のふたが
壊れている



水の色や
においが変

水質管理センター
☎847-4869まで



お問い合わせ先が
分からない

お客さまセンター
☎839-2731
まで



急な水の
トラブルに

夜間・休日の緊急連絡先
☎839-2761まで



Q どうして統合するの?

A 下水道事業は、「生活環境の向上」、「浸水被害の防除」、「河川などの水質保全」を図るなど、水道事業とともに生活に欠かせない重要な役割を担っています。さらに、将来を見据えた事業を行うためには、経営状況や財政状態を把握し、綿密な計画を立てる必要があります。しかし、現在は収入と支出のみの会計方式で事業の実態が分かりにくい面があります。そこで、経営状態や財政状態が明確にできる公営企業会計方式を採用し、さらには、すでに地方公営企業として運営している水道局と統合することで、水道局が持つ経営ノウハウや人材を活かしながら企業経営の視点で事業運営を行っていきます。

Q 統合することで水道料金に影響はないの?

A 統合しても、水道事業と下水道事業の会計は別なので、水道料金収入を下水道整備等の財源などに使用することはありません。それぞれの事業収入をもって運営していきます。下水道事業の経営が水道料金に影響することはありません。

Q 受付窓口や問い合わせ先はどう変わるの?

A 主に、下水道管理課と給水維持課で行っていた業務が次のように変わります。

旧 担当課	業務内容	新 担当課
下水道管理課	再生水の利用料金の収納 宅地内の下水道設備工事の受付、相談、下水道受益者負担金 浄化槽、雨水利用などの補助	お客さまセンター ☎839-2731
給水維持課	下水道管の維持管理 宅地内の水道設備工事の受付 相談、鉛管に関する相談 水道管の維持管理、漏水修繕	給排水設備課 ☎839-2718 維持管理課 ☎839-2761

※上記業務は、平成23年3月28日から新担当課で行います。
※下水道建設課(4月1日から下水道整備課に名称変更)と下水道施設課の業務は変更ありません。